

# 海老名市立小中学校の学校再開ガイドライン

令和2年5月27日版

海老名市教育委員会

## 目 次

はじめに

1. 学校再開に関する基本的な考え方（教育支援課）	……………	2
2. 段階的な学校再開スケジュール（教育支援課）	……………	3
3. 学校の感染症対策（教育総務課・就学支援課）	……………	7
4. 教育課程の再編成（教育支援課）	……………	20
5. 児童生徒指導、教育相談等（教育支援課）	……………	26
6. 児童生徒の出欠席の取扱い（就学支援課）	……………	30
7. 中学校部活動の再開（教育支援課）	……………	32
8. 家庭・地域等との連携（教育支援課・学び支援課）	……………	33
9. 児童生徒や教職員が感染した場合（就学支援課）	……………	34
10. ICTの積極的な活用（教育支援課）	……………	34

## はじめに

- 学校再開にあたっては、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子どもの健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら通常の教育活動に向けての取組を進めていきます。
- この考え方を踏まえ、海老名市教育員会では、緊急事態宣言の解除後の学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「海老名市立小中学校の学校再開ガイドライン」を作成しました。
- 各学校においては、学校における教育活動の再開にあたり、このガイドラインを参考に、学校や地域の実情等に応じた取組を、適切に実施するようお願いいたします。
- なお、このガイドラインは、現時点での感染状況等を踏まえ、取りまとめたものであり、今後の状況の推移により見直していくものとする。

## 1. 学校再開に関する基本的な考え方（教育支援課）

- 「緊急事態宣言」期間中は、海老名市立小中学校は臨時休業とすることを原則とし、学校再開は、同宣言の解除後とする。
- 学校再開にあたっては、在籍する全児童生徒が一斉に登校し、学級等の集団で通常の教育活動を実施する前に、まずは、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するため、分散登校による段階的な学校教育活動を実施するものとする。  
※分散登校…「3密」を避けるため、児童生徒を2つのグループに分け、それぞれが定められた日において登校する方法。
- 分散登校から通常登校への移行については、感染の状況等から判断する。
- 学校教育活動を実施するにあたっては、学校生活における児童生徒・教職員の新たな行動様式への取組や校舎施設・備品・教材等の除菌などの感染防止策を徹底する。
- 分散登校を実施する期間中は、「児童の居場所としての小学校の活用」を継続する。

## 2. 段階的な学校再開スケジュール（教育支援課）

### 1 学校再開のスケジュール

➤ 臨時休業中（～5月31日） 学校は再開しない。

＜家庭学習支援＞

- ・ 学習課題の提示（学校メール、郵送、ポスティング、保護者来校等）
- ・ オンライン教材等の活用（eライブラリ、インターネット教材、市内教員による学習動画「レッツ・スタディ！」配信等）
- ・ インターネット環境が整わない家庭への学校管理 iPad 貸し出し

＜登校日等の設定＞

- ・ 課題提出および配付日の設定
- ・ 中学校における個別学習相談日の設定
- ・ 学校再開に向けた任意登校日等の設定（5月最終週）

＜教員による状況把握＞

- ・ 家庭への電話連絡
- ・ 家庭訪問（ポスティング）
- ・ 小学校における「eライブラリ」による双方向型のメッセージ送受信
- ・ 課題提出日や任意登校日等での児童生徒の健康観察

＜家庭生活支援＞

- ・ 小学校の校庭開故事業の実施
- ・ 小学校における「児童の居場所としての小学校の活用」の実施
- ・ 市教委や各校からの「応援メッセージ動画」配信等
- ・ 電話相談窓口の設置

➤ 分散登校（6月1日～6月12日）

- ・ 児童生徒を2つのグループに分け、それぞれが定められた日において登校
- ・ 1つの教室で過ごす児童生徒数を、平常時の概ね半分にする。
- ・ 児童生徒は2日に1回登校
- ・ 小学校における「児童の居場所としての小学校の活用」の継続

➤ 通常登校（6月15日～）※現時点での予定

- ・ 児童生徒が一斉に毎日登校

## 2 具体的な日程

### 【ステップ1】5月最終週に任意登校日等を設定

## 5月

25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
月	火	水	木	金	土	日
各校にて任意登校日等を設定						

- ▶ 任意登校日等は、あくまでも任意であり授業日としての登校日ではない。授業日数に含めない。登校しなくても「欠席扱い」とならない。
- ▶ 任意登校日等では、主に次のことを行う。
  - ・ 6月1日からの分散登校の方法（グループ分け、登校する日、使用教室等）について説明する。
  - ・ 学校での新しい生活様式について指導する。
  - ・ 保護者へ市教委からの文書等を配付する。
  - ・ 家庭学習課題の提出や配付を行う。
  - ・ 学習状況の把握や健康観察、心のケアを適切に行う。
- ▶ 登校しなかった児童生徒に対しては、個別に連絡し、保護者に十分説明する。
- ▶ 任意登校日等の設定日においても、「児童の居場所としての小学校活用」を並行して実施する。

【ステップ2】 6月1日から6月12日まで分散登校を実施する

## 6月

1日		2日		3日		4日		5日		6日	7日
月		火		水		木		金		土	日
A	B	A	B	A	B	A	B	A	B		
登校する日	家庭学習 居場所	家庭学習 居場所	登校する日	登校する日	家庭学習 居場所	家庭学習 居場所	登校する日	登校する日	家庭学習 居場所		
8日		9日		10日		11日		12日		13日	14日
月		火		水		木		金		土	日
A	B	A	B	A	B	A	B	A	B		
家庭学習 居場所	登校する日	登校する日	家庭学習 居場所	家庭学習 居場所	登校する日	登校する日	家庭学習 居場所	家庭学習 居場所	登校する日		

- ▶ 児童生徒は2つのグループ（A・B）に分かれ、2日に1回登校する。
- ▶ 各学校は、学校の規模や教職員体制、地域の実情等を踏まえ、グループの分け方の利点と課題を勘案したうえで、A・Bグループの分け方を決定する。
- ▶ 登校する児童生徒のA・Bグループの分け方の例
  - ① 学級別 （例）Aグループを1・3組、Bグループを2・4組
  - ② 学級内 （例）学級をAグループとBグループに2分する。

※学級内でグループ分けをする場合は、地区別や兄弟姉妹等に配慮する。
- ▶ 登校する日は、授業日数に含まれる。家庭学習の日は「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ▶ 6月1日（月）から8日（月）は、午前中日課とする。
- ▶ 6月9日（火）から学年により午後日課を開始することを可とする。
- ▶ 6月9日（火）から小学校給食を開始する。
- ▶ 児童生徒が登校する時間帯は、通学路の安全確保に留意する。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意する。
- ▶ 登下校の安全を確保するために、保護者や地域ボランティア等と積極的に連携・協力する。
- ▶ 登下校時に、校門や昇降口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることを計画する。
- ▶ 分散登校期間においても、「児童の居場所としての小学校活用」を並行して実施する。

### 【ステップ3】 6月15日から通常登校を実施する（予定）

15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
月	火	水	木	金	土	日
通常登校	通常登校	通常登校	通常登校	通常登校		

22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
月	火	水	木	金	土	日
通常登校	通常登校	通常登校	通常登校	通常登校		

29日	30日
月	火
通常登校	通常登校

- 6月15日（月）より中学校のミルク給食・配食弁当を開始する。
- 小学校1年生を含め、小学校、中学校ともに通常どおりの授業を開始する。
- 「児童の居場所としての小学校活用」は終了する。
- 児童生徒が一斉に毎日登校するため、学校内での感染症対策を強化していく。
- 県内の感染状況や国の動向等により、分散登校を継続することも考えられる。
- 市教育委員会及び各学校では、慎重に学校の教育活動を通常登校に移行していくとともに、移行した後も、感染の第二波、第三波を念頭に置きながら、引き続き感染防止策を徹底したうえで、計画的な教育活動を推進していく必要がある。

#### 【参考】5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」より抜粋

- 学校における感染拡大のリスクがなくなるものではなく、引き続き万全の感染症対策を講じていただく必要がありますが、同時に、社会全体が、長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要です。
- 学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であることを踏まえ、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障することを目指して、…

### 3. 学校の感染症対策（教育総務課・就学支援課）

#### 1 教育活動全体の感染症対策

- 「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する。

#### 1 基本的な感染症対策の実施

<感染症対策の3つのポイント>

#### ポイント1：感染源を断つこと

##### ① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

- 発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。この場合、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

##### ② 登校時の健康状態の把握

- 健康状態の把握には、「健康管理カード」を活用する。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行う。

☆ 健康管理カード ☆

( )年( )組 名前( )

○毎日、検温と健康観察をしましょう。  
 ○手洗い、うがい、マスクの着用を必ずおこなってください。  
 ＊発熱したら、検、担任の先生へ報告しましょう。

日付	検温の時間	検温の結果		健康観察の結果	備考
		検温した時間	検温した場所		
6月11日(月)					
6月12日(火)					
6月13日(水)					
6月14日(木)					
6月15日(金)					
6月16日(土)					
6月17日(日)					
6月18日(月)					
6月19日(火)					
6月20日(水)					
6月21日(木)					
6月22日(金)					
6月23日(土)					
6月24日(日)					
6月25日(月)					
6月26日(火)					
6月27日(水)					
6月28日(木)					
6月29日(金)					
6月30日(土)					

##### ③ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

- 発熱等の風邪の症状が見られる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。保護者の来校まで学校にとどまる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。保健室については、外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することがないようにする。



## ポイント2：感染経路を断つこと

- 飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ・咳・唾等）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。
- 接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

### ① 手洗い

- 手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導する。
- こまめな手洗いを徹底する。
- 30秒程度かけて、水と石鹸等で丁寧に洗う。
- 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないよう指導する。
- 石鹸等に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗う等の配慮をする。

#### 手洗いの6つのタイミング



文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより

### ② 咳エチケット

- 咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側等を使って、口や鼻をおさえる。



文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより

### ③ 消毒・除菌

- 多くの児童生徒等が手で触れる箇所(ドアノブ・手すり・スイッチ等)は、1日1回以上消毒または除菌する。
- 用具や物品の共用は、可能な限り避ける。
- 教材や教具等を共用する場合は、使用后、消毒または除菌する。
- 共用のものを使用する場合は、使用后には手洗いをするように指導する。

## ポイント3：抵抗力を高めること

十分な睡眠



適度な運動



バランスのとれた食事



文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより

## 2 集団感染のリスクへの対応

＜「ゼロ密」を目指す3つのポイント＞



文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより

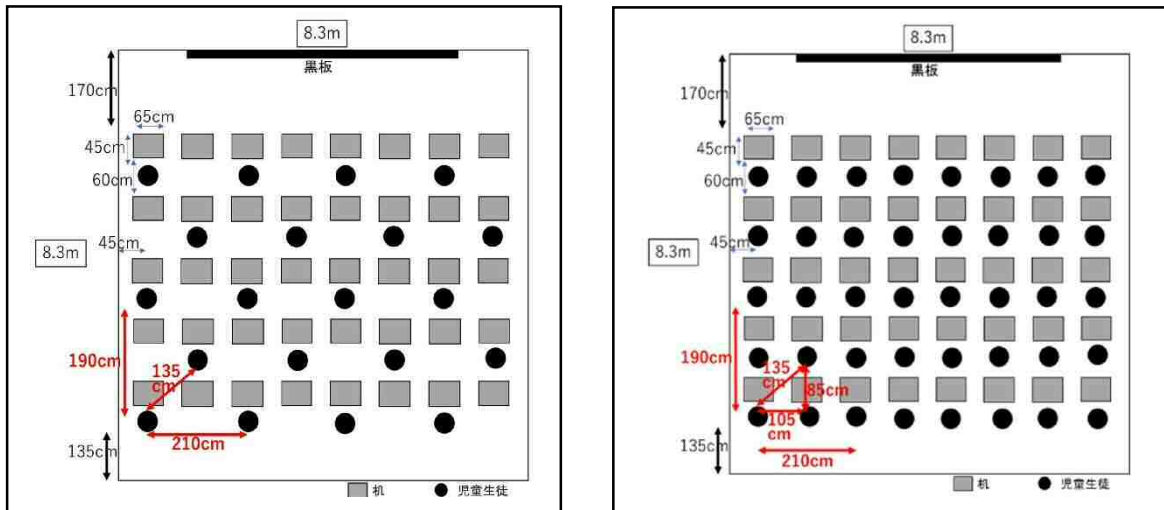
### ポイント1：「密閉」の回避（換気の徹底）

- 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。
  - ① 窓のない部屋
    - ▶ 常時入り口を開けておく。
    - ▶ 換気扇等あれば活用する。
    - ▶ 使用時は、人の密度が高くなるようにする。
  - ② 体育館のような広く天井が高い部屋
    - ▶ 広く天井が高い部屋であっても、窓を開ける、入り口を開ける等、換気に努める。
  - ③ エアコンを使用している部屋
    - ▶ エアコン使用時においても、窓を開ける、入り口を開ける等、換気に努める。

## ポイント2：「密集」の回避（身体的距離の確保）

- 人との間隔は、できるだけ2メートル(最低1メートル)あけることが望ましい。可能な限り身体的距離を確保する。

### 【参考】教室内座席の配置



文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより

## ポイント3：「密接」の場所への対応（マスクの着用）

### ① マスクの着用

- 基本的には常時マスクを着用することが望ましい。
- 熱中症等健康被害の可能性があると判断した場合は、マスクをはずす。
- マスクをはずす際には、ゴムやひもをつまみではずす。

### 正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を  
確実に覆う



② ゴムひもを  
耳にかける



③ 隙間がないよう  
鼻まで覆う

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより

### 3 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等
- 医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。
  - 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。
- (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合
- 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努める。その上で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない等、柔軟に対応する。

### 4 教職員の感染症対策

- 児童生徒等と同様の感染症対策に取り組む。
- 基本的には常時マスクを着用する。
- 教育活動時は、基本的にはフェイスシールドを着用する。
- 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組む。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、自宅で休養する。
- 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保する。
- 会話の際は、できるだけ真正面を避ける。
- 職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼる、換気をする、広い部屋で行う等の工夫をする。



## 2 活動場面別の感染症対策

### 登校前

#### 学校に行く前

- 朝起きたら、体温をはかる  
→健康管理カードに記録
- 咳やだるさ、風邪の症状はないかチェックする
- 朝ごはんをしっかり食べる
- ハンカチ(タオル)を持ったかチェックする
- マスクをつける



### 登校するとき・学校に着いたら

#### 登校するとき

- 列になって歩く
- 友だちと5歩くらい離れて歩く
- おしゃべりをしないで前を向いて歩く
- 離れたところから「おはようございます！」



#### 学校に着いたら

- 昇降口では急がずしゃべらず速やかに教室に行く
- 手すりや壁はできるだけ触らない
- 教室に入る前に手洗い(うがい)をする



### 授業・学習活動

#### 授業が始まる前

- 自分の机を拭く
- 水分を補給する
- 自分の席で自習をする



#### 授業の時間

- 机の間隔をできるだけ広くとる
- みんなで使うものは拭いて戻す
- みんなが使うもので学習した後は手を洗う
- 教室移動は混雑を避ける



### 休憩・休み時間

#### 休憩・休み時間

- 窓を開けて、空気を入れ替える
- 天候が良いときは、外で遊ぶ
- 友だちと話するとき、距離を保つ
- 友だちと遊ぶときも、距離を保つ
- こまめに水分を補給をする
- 教室に戻る前に手洗い(うがい)をする



- トイレが混んでいたら、廊下で待つ
- 便座に蓋があるときは蓋をして流す
- トイレの後は手を洗う



### 給食(昼食)の時間

#### 給食(昼食)の時間

- 自分の机を拭いて、準備をする
- 机は前向きのままにする
- 手洗い(うがい)をする
- 立ち歩いたりしゃべったりしない
- 食べるとき、マスクはひもをつまみはずし、給食袋やポケット等に入れる
- 食べたら、速やかに歯磨き(うがい)をする
- 終わったらすぐにマスクをつける



### 学校を出るとき・下校するとき

#### 学校を出るとき

- 「さようなら」をしたら速やかに教室を出る
- 手すりや壁はできるだけ触らない
- 昇降口では急がずしゃべらず速やかに校舎を出る



#### 下校するとき

- 列になって歩く
- 友だちと5歩くらい離れて歩く
- おしゃべりをしないで前を向いて歩く



### 下校後・おうちでは

#### 学校から帰ったら

- 「ただいま」の後はすぐ手洗い(うがい)をする
- 顔を洗う
- できるだけすぐに着替える
- 外出するときは必ずマスクをつける



#### おうちでは

- 早めに宿題・課題を済ませる
- 早めに次の日の準備も済ませる
- 夕ごはんをしっかり食べる
- 体温をはかり、風邪の症状がないか確認する
- 入浴を済ませたら早めに寝る



### その他

#### 熱中症対策

- のどがかわいていなくても必ずこまめに水分を補給する(マスクをしているので要注意！)
- とときどき顔や首などを冷やす
- 体調がよくないときは我慢しないで近くの人に伝える

#### 心の健康

- 心配なことや不安なことがあったら相談する
- いじめや差別をしない

### 3 教科等別の感染症対策

教科等	感染症対策の例
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」は、当分の間、行わない。</li> <li>・共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。</li> <li>・共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底する。</li> </ul> <p><b>【共用の教材、教具、情報機器の例】</b></p> <p>黒板消し、チョーク、画鋏、教室オルガン、マジック、掃除用具 配膳台、大縄、クラスボール</p> <p>(国語) 国語辞典、図書の本 (社会) 地球儀 (算数・数学) 電卓、立体模型、おはじき、ストップウォッチ (理科) 観察・実験器具、安全用ゴーグル、顕微鏡、星座早見板 (生活) たんけんボード、スコップ (音楽) 楽器、譜面台 (家庭科) 調理器具、ミシン、アイロン (図工・美術) 制作用工具、彫刻刀、ローラー (体育) 運動用具、バット、ラインカー、巻き尺 (情報機器) iPad、PC室のパソコン、CDラジカセ</p>
社会	バスや電車を利用して校外学習をすることは、当分の間、行わない。
理科	グループで密集する実験や観察は行わず、教師が演示実験をしたり、動画等を視聴したりする。
音楽	狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動は、当分の間、行わず、年間指導計画を見直し、指導の順序を入れ替える。 リコーダーや鍵盤ハーモニカ等は個人所有のものを使用する。
家庭科	調理等の実習は、当分の間、行わず、年間指導計画を見直し、指導の順序を入れ替える。
体育	<p>密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は、当分の間、行わず、年間指導計画を見直し、指導の順序を入れ替える。</p> <p>マスクの着用は必要ないが、児童生徒間の距離を2m以上確保する。熱中症事故の防止に留意しつつ、可能な限り屋外で実施する。</p> <p>児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の授業への参加は見合わせる。</p> <p>教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用する。</p>

## 4 児童生徒への保健指導

- 児童生徒等が「新型コロナウイルス感染症」について正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行う。

### <「新しい生活様式」えびなっ子スタイル>

☆自分を守る 家族を守る 友だちを守る えびなっ子☆  
「新しい生活様式」えびなっ子スタイル

かんせんぼうし 感染防止の3つの基本

ひと きょり 人との距離 一密集×正面を避ける	ちやくよう マスクの着用 一鼻と口をきちんと覆う	てあら 手洗い 一石鹸など使ってよく洗う
けんてく 健康チェック 朝と夜は体温をはかる	とうがく げんがく じょうしつしどう 登校・下校・教室移動 くつつかない	てすりや壁 手すりや壁 できるだけ触らない
つかうもの つかったもの 使うもの・使ったもの 除菌する	じょうぎゅう けいじょう 授業中や給食(昼食) の時間 おしゃべりしない	やすみじかん 休み時間 天気がよいとき外で遊ぶ
かきかへる 換気する	しんがく しっかり食べる	たぶぷり たっぷり寝る

○手を洗ったあとは、ハンカチやタオルできちんとふきましょ。 

○のどがかわいていなくても、こまめに水分を補給ましょ。 

○体調がよくないときは、我慢しないで先生や近くの人に伝えましょ。 

#### <指導上の留意点>

- こまめな手洗いを徹底する。洗った後はハンカチやタオルでよく拭くよう声かけをする。
- 手を拭くハンカチやタオルは個人持ちとして、共用しないように指導する。
- 石鹸等に過敏に反応する、また手荒れの心配がある児童生徒には、流水洗い等の配慮をする。
- 手指の除菌や教室環境の清潔を保つ環境整備を行う。
- 共用の教材、教具、情報機器等適切に消毒し、触る前後で手洗いを徹底する。(場合によっては、児童生徒が除菌作業を行ってもよい)
- 教育(学習)活動において、座席の配置、対面にならない、3密を避ける等の工夫をする。
- 換気は、気候上可能な限り常時行う。空調使用時も同様に行う。
- 給食(昼食)時には、特に手洗いを徹底する。可能な限り少ない人数で配膳をしたり、おかわりは担任が配ったりする等、配膳やおかわりの仕方を工夫する。また、食事中や歯磨き(うがい)のときはマスクをはずすことになるが、はずしたマスクが風で飛んだり落ちたりしないよう給食袋やポケットに必ずしまい、済んだら速やかにマスクをつけるように声かけをする。
- 廊下や昇降口等での密集が起こらないよう配慮する。
- 支援が必要な児童生徒に対しては、個々の実態に合わせた柔軟な対応や配慮をする。

## 5 校内一斉除菌作業

- 校内一斉除菌作業とは…
  - 学校再開にあたり、児童生徒の通学開始前に校内におけるウイルス感染媒体となりうる施設各所、設備、道具等、児童生徒が触れる必然性のある場所について、校内を隈なく除菌する作業。
  - 学校再開後も定期的に行う必要がある。
  - 作業実施者は教職員、学校関係者。



● 用意するもの

- ・マスク
- ・手袋（ビニル手袋可）
- ・スプレーボトル（中身は次亜塩素酸水）
- ・ふき取り用タオル（雑巾でも可）

● 準備

- 窓を開けて換気をします。
- 作業する場合はマスク・ビニル手袋を着用します。

● 除菌方法

- 除菌する箇所に次亜塩素酸水を吹きかけ、除菌用タオルで拭き取ります。  
（埃が浮遊しないように先ずは距離を離して吹きかけます）  
（拭き取りは一方向に）
- 照明スイッチやエアコンスイッチは直接吹きかけず、除菌用タオルに次亜塩素酸水を含ませて拭き取ってください。

※市教委で配布したスプレーボトルは次亜塩素酸水の使用を目的としています。  
他の液体等で使用する場合は、容器の対応可否について別途ご確認ください。

● 除菌後

- 手袋は外面に触れないように外し、ビニル袋に捨てます。
  - 手袋を外した手を、薬用せっけんと流水でしっかりと洗います。
- ※除菌作業で使用した物品ゴミは、その他のゴミとは別のビニル袋にまとめ、しっかりと口を閉じ、燃えるゴミで処分をお願いします。
- ※別のゴミが混入している場合は、あえて抜き出したり分別したり必要はありません。

● 除菌箇所

教室	机・椅子・背面棚・ドアノブ・窓の取手・窓の鍵部分・窓枠 黒板縁・掃除道具の柄・照明スイッチ・エアコンスイッチ カーテン（届く範囲で散布）等
廊下・階段	ドアノブ・窓の取手・窓の鍵部分・窓枠・手すり・インターホン 水飲み場の蛇口・照明スイッチ等
昇降口・玄関	ドアノブ・インターホン・ロック鍵等
トイレ	水道の蛇口（手が触れる部分）・洗面台・照明スイッチ・手すり 流水レバー・流水ボタン・便器フタ 洋式便座（ふき取りはトイレットペーパー使用）・窓の取手 窓の鍵部分・窓枠・掃除用具の柄等
職員室・校長室	机・椅子・ドアノブ・窓の取手・窓の鍵部分・窓枠・照明スイッチ エアコンスイッチ・カーテン（届く範囲で散布）・電話機 コピー機（操作画面、ボタン部分） パソコンのキーボードやマウス等
屋内運動場等	器具・道具・取手・掃除道具の柄・照明スイッチ・その他遊具等

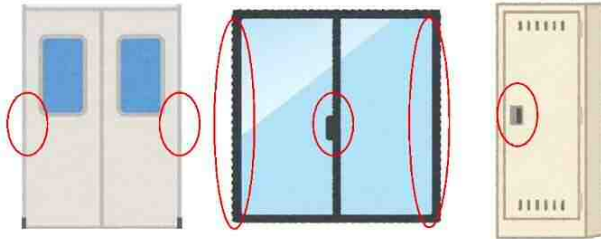
● 作業のポイント

**【机・椅子】**  
天板・座面など、よく手が触れる場所の除菌をします



天板の側面裏や椅子の背板、パイプ等も除菌してください

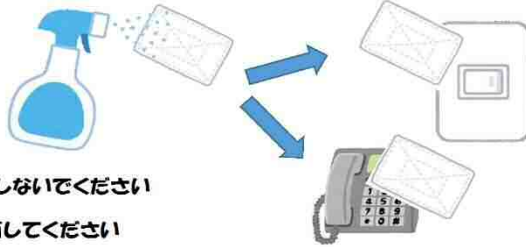
**【扉・窓など】**  
手が触れる場所の除菌をします



扉の場合は閉める際に表面を押し出す場合があるので、扉の表面も除菌してください

※窓に付属するカーテン等も次亜塩素酸水をスプレーしてください

**【スイッチなど】**  
除菌用タオルに次亜塩素酸水を染み込ませて拭きます



※電気製品に直接スプレーしないでください  
※電話機は受話部分も除菌してください

電気設備や電気製品は次亜塩素酸水により、漏電による怪我や機械の故障に注意する必要があります

**【トイレ】**  
除菌用タオルではなく、トイレトーパーを使用し除菌後はトイレに流してください

和式トイレの流水レバーは、一度きれいなペーパーで拭いてから、新たなペーパーで拭いてください

温水洗浄機付トイレにはスイッチなどがついていますので、スイッチ類と同じようにしてください

洗面台の蛇口が濡れていたら、乾いたペーパーで拭き取ってから、除菌してください



トイレブースの取手や錠前、手の触れやすい扉表面、手摺、ペーパーホルダー上蓋等も除菌してください

## 6 日常的な除菌作業

### ● 日常的な除菌作業とは…

- 児童生徒の通学開始後に校内におけるウイルス感染媒体となりうる施設各所、設備、道具等、児童生徒が頻繁に触れる場所について、毎日実施する除菌作業。
- 作業実施者は教職員、学校関係者。



## 7 学校に配備する物品等

### ➤ 消毒・除菌用物品

- ①次亜塩素酸水生成器（各学校1台）  
※有馬小学校・有馬中学校は共用で1台
- ②次亜塩素酸水用スプレーボトル
- ③除菌用ウェス、雑巾
- ④ビニル手袋 ※除菌作業用
- ⑤フローリングワイパー、シート（手配中、納品次第配付予定）
- ⑥手指除菌洗淨泡石鹼、補充液
- ⑦手指消毒用アルコールジェル（保健室用）
- ⑧ビニル手袋（保健室用）

### ➤ ウイルス感染抑制用物品

- ①職員室飛沫防護用ビニルシート、固定・支持材一式
- ②保健室内区画用ビニルシート
- ③フェイスシールド

### ➤ その他の物品

- ①非接触型体温計
- ②デジタル体温計（手配中、納品次第配付予定）

## 8 学校施設開故事業の再開に向けた対応

- 屋内運動場、夜間照明付きグラウンド、特定教室の開放に係る取り扱い等の対応については、別途、利用者へ周知・指導を行う。

## 4. 教育課程の再編成（教育支援課）

### 1 長期休業期間や土曜日における課業日の設定

- 市教育委員会は、各学校における指導計画の見直し状況を把握したうえで、学校の教育活動再開後に必要となる授業時数を確保するために、長期休業期間の短縮や小学校の土曜日における課業日（予定）を設定する。
- その際には、児童・生徒や教職員の負担が過重とならないよう配慮する。

#### 各学校の長期休業期間や土曜日における課業日の設定（案）

##### ◆ 長期休業期間の短縮

夏季休業	8月8日（土）～8月23日（日）	16日間
冬季休業	12月26日（土）～1月5日（火）	11日間
学年末休業	3月26日（金）～3月31日（水）	6日間

##### ◆ 土曜日授業（小学校のみ）※実施については現在検討中

9月以降に5日間設定

- ①9月19日（土）      ②10月17日（土）      ③11月21日（土）、  
④1月16日（土）      ⑤2月20日（土）

※第3土曜日に設定する。

※3時間日課として、給食を提供する。

※教科外の授業や集会活動等として設定する。

※教職員の勤務については、適切に振替および割振り変更を行う。

#### 【参考】一般的な週時程の場合の授業実施可能時数(目安)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	授業時数 (a)	年間標準時 数(b)	(a)-(b)
小学1年	68	105	49	102	112	97	92	84	92	86	887	850	37
小学2年	85	109	51	105	116	101	95	86	96	90	934	910	24
小学3年	90	118	52	113	124	108	101	91	102	95	994	980	14
小学4年	92	122	53	117	129	112	104	94	106	97	1026	1015	11
小学5年	92	122	53	117	129	112	104	94	106	97	1026	1015	11
小学6年	92	122	53	117	129	112	104	94	106	79	1008	1015	-7
中学1年	89	122	53	114	126	109	104	91	103	99	1010	1015	-5
中学2年	89	122	53	114	126	109	104	91	103	99	1010	1015	-5
中学3年	89	122	53	114	126	109	104	91	103	40	951	1015	-64

※小学校において土曜日に授業日を設定する場合は、その週の水曜日を4時間授業で算出

※学期始め・学期末の3日間は、4時間授業で算出

※実際には、授業時数(a)から学校行事等の時数を減算していくことになる



【参考】令和2年度海老名市立小学校の給食予定日

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
6月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
給食									▲	▲	▲	▲			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
7月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
給食	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
8月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
給食			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
9月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
給食	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
10月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
給食	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
11月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
給食	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
12月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
給食	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
給食	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
給食	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
給食	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

合計 174 日

## 2 時間割編成の工夫

### ● 時間割編成の工夫例

① 特例的な対応として、年間を通じて1単位時間を短くする。

小学校の1単位時間 45分授業 → 40分授業

中学校の1単位時間 50分授業 → 45分授業

② 「モジュール授業（10分から15分程度）」を実施する。

※「モジュール授業」を年間授業時数に含める場合は、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う校内体制を整備する。

③ 一日当たりの授業コマ数を増やす。

## 3 年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

- 各学校では、今後も地域の感染状況等により、再度臨時休業や分散登校を実施する等の事態も想定し、ICT活用も含め、学校における学習指導と家庭学習への指導との両面から、柔軟な対応が可能となるよう準備を進め、その時々で必要な対応を行う。
- 学校における指導の充実を最大限図ったうえで、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合には、次のような特例的な対応が補完的な取組として考えられる。

**【参考】5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」より抜粋**

① 次年度以降を見通した教育課程編成

今年度在籍している最終学年以外の児童生徒（小学校第1学年から第5学年まで、中学校第1学年・第2学年、高等学校第1学年・第2学年等）に係る教育課程に関する特例的な対応として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であること等を踏まえ、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する。

※今後、文部科学省において上記特例的な対応を可能とするために必要な制度的措置を講じるとともに、義務教育段階については、教科書発行者と協力して参考資料の提供を行う予定。

② 学校の授業における学習活動の重点化

臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。

授業以外の場において行うこととする学習活動については、ICTの活用を含む多様な学習活動を学校の指導計画に位置付け、学習指導員の活用や地域・家庭等との連携も図ることにより、指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な児童生徒に対しては個別に指導を行う。

なお、児童生徒が密集して長時間活動する学習活動等、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、指導順序の変更や教師による適切な事前・事後指導と授業以外の場における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画を見直し、必要な措置を講じる。

※今後、文部科学省において人的・物的体制整備を含む取組を示すとともに、義務教育段階については、文部科学省と教科書発行者が協力し、各教科等の留意事項や具体的な活動例等の参考資料を示す予定。

## 4 年間の学習指導と評価

- 各学校では、学校全体で見直し、変更した指導計画に基づき、年間の学習指導を適切に進める。
- 次の要件のもとで臨時休業期間中に学校が課した家庭学習の状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができる。  
＜要件＞ ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。  
② 当該家庭学習における児童・生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

- 各学校においては、児童・生徒一人ひとりの学習状況を丁寧に把握したうえで、観点別の評価を行い、個別の学習指導・支援を行うとともに、必要な授業改善を行う。
  - ▶ 児童・生徒の学習評価については、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、各学校において総合的に判断して行う。
  - ▶ 各中学校における「定期試験」については、各教科等における学習指導の進捗状況等を踏まえ、実施の有無、実施時期や実施方法等を検討し、適切に判断する。
  - ▶ 各学校における「学期末の評定」については、各教科等における学習指導の進捗状況等を踏まえ、市教育委員会と連携のうえ、実施の有無、実施時期や実施方法等を検討する。なお、第1学期は、各教科の評価および評定について、市教育委員会と協議するものとする。

ただし、義務教育のまとめとなる中学校第3学年の学習指導・評価は、県内全ての中学校で一定の教育水準の維持・均等化が図られる必要があることから、中学校第3学年の「学期末の評定※」の取扱いについては、後日、県教委から通知がある。  
 ※神奈川県公立高等学校入学者選抜における調査書の学習の記録「第3学年の評定」を含む。

## 5 学校行事

- 各学校では、各教科等の授業時数の確保に努めつつ、児童・生徒にとっての学校行事や児童・生徒会活動、クラブ活動等がもつ教育的な意義を踏まえ、予め、その活動時間の確保にも留意しておく。

### ◆各学校の運動会・体育祭、修学旅行等の実施に係る基本的な考え方（5/27時点）

感染症対策を徹底したうえで、方法や内容を工夫して実施する。  
 また、実施しない場合は、内容の精選による縮小や変更等、代替措置について検討する。

- その際には、感染防止の観点から、児童・生徒の安全・安心を第一とし、
  - 視点1 各活動のねらいを改めて確認し、関連するものは統合する
  - 視点2 3密防止などの感染症対策を講じてもお感染リスクの高い活動は行わない
  - 視点3 準備や練習の時間を最小限とする
 といった観点から実施計画を抜本的に見直し、実施の有無を検討する。

### 【参考】令和2年5月県教委「市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」より抜粋

中止等を判断する際の考慮事項

- ①児童・生徒や家庭・地域の目線から、この状況での実施に納得が得られるか。
- ②中止する学校行事のねらいを、他の取組でどのように代替できるか。
- ③中止によって、実行委員等に出出されていた児童・生徒のケアは可能か。
- ④中止等の変更によって生じた時間数の活用方法は明確であるか。



## 6 各学校における年間授業日数・時数の見直し

- 各学校では、感染リスクの低減や児童・生徒の負担軽減、学習の保障等の観点から、1日の授業時間数や1単位時間、日課等を検討し、設定する。
- 各学校では、令和元年度末の未指導部分の補足的な内容を含めた、各教科等の令和2年度指導計画・評価計画について見直しを行い、必要に応じて計画の変更や内容の精選等を行うといったカリキュラム・マネジメントに取り組む。
- 各学校で年間指導計画を見直していく際に、小学校第6学年および中学校第3学年においては、次年度の指導計画に連動させることが困難であることを踏まえ、他学年より優先的に指導できるカリキュラムを編成する。
- 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、年間授業時数が学習指導要領上の標準授業時数を下回ったとしても、それだけで問題になることはない。  
(3月24日付文部科学省通知「学校再開ガイドライン」2. 学習指導に関すること)
- 学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていく。

【参考】 小学校：当分の間、実施することができない学習活動とその対応例および時数削減

教科	当分の間、実施することができない学習活動	○対応例 時数削減
社会	校外学習（室内、バス・電車での移動） 例）3年：スーパー見学、消防署見学 5年：自動車工場見学	○ICTを活用して学習する ⇒移動時間（1～2時間）の時数削減
音楽	歌唱指導 リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の楽器演奏	○状況改善まで、リズム遊びや鑑賞等を行う ⇒年間時数の1/3程度（低：23、中：20、高：17時間）時数削減
家庭科	調理等の実習	○単元の学習は行い、実習のみ中止 ⇒6時間程度の時数削減
体育	水泳	○中止 ⇒8時間の時数削減
	新体力テスト	○中止 ⇒2～5時間の時数削減
	（6年）連合運動会当日および事前練習	○中止 ⇒10時間程度の時数削減
	2m以内の接触が考えられる種目 例） ・鬼遊び ・ボール運動	○学習指導要領の領域「ゲーム・ボール運動」は次年度で補填する ⇒年間時数の1/4程度（低・中：25、高：20時間）の時数削減

**これらを踏まえ、各学校においては、令和2年度の教育課程を全教職員で見直す**

**【参考】5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」より抜粋**

- 学習指導要領に規定されている「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識したうえで、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化し、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」（指導方法）を柔軟に見直すこと。
- その際、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために、各教科等を通じて「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するものとする。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図ること。
- 学校全体として、地域の状況や児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、教科等横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともに、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行うこととし、各自治体や国がその取組を最大限支援すること。

**【参考】学習指導要領「総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替」(第1章第2の3の(2)のエ)**

エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

## 5. 児童生徒指導、教育相談等（教育支援課）

◆各学校では、児童生徒の心身の状況を的確に把握するため、次のことを学校再開後に実施する

- ・児童生徒に学校休業中の状況の聞き取りやアンケート調査
- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談

### <学校再開後の児童生徒への対応 5つのポイント>

1. 再会を喜び、お互いをねぎらいましょう。
2. 健康観察を中心に子どもたちの様子をよく観察しましょう。
3. 再度正しい情報を伝え、今行っている行動の意味を皆で考えましょう。
4. 差別や偏見からくる いじめの未然防止に努めましょう。
5. 保護者と積極的、継続的にコンタクトをとりましょう。

### 1 児童・生徒の心のケア

- 臨時休業や外出自粛の状況の中で起きていた児童・生徒の様々なストレス言動や心の反応が、学校再開後も表れることが予想される。

#### ストレス言動の例

生活習慣の乱れ 昼夜逆転  
ゲーム依存 動かない 動きすぎる  
対話が少ない 「つまらない」連呼  
落ち着きがない イライラする  
怒りっぽい 喧嘩が多い ものを壊す等

#### 心の反応の例

自分や家族の感染への過剰な不安  
知識の欠如、噂、誤報等による恐怖不安  
「独りぼっち」などの心理的・物理的孤立  
他者への暴力、自傷行為  
家族内の些細な口論、小言の増加  
過剰反応（いじられキャラを演じる等）

### <対応について>

- まずは、子どもたちがこの不自由な状況の中でよく頑張っていることを褒めたい。
- 嬉しさのあまり、騒いだり羽目を外したりするかもしれないが、優しく声をかけ、

せっかくの再会が説教や厳しい指導で終わらないように心に留めておきたい。

- ▶ 登校時の様子も含め、睡眠・食欲・体調等を丁寧に確認する。表情、姿勢、反応の速度、身だしなみ等を以前と比べる。辛い時には我慢せず、親や先生等に相談するよう伝える。
- ▶ 眠れない、イライラする、集中できない、落ち着かない等の反応は、普段と異なる状況を身体が察知することで起きている「自然のこと」であり、そのような気持ちを共有し、それを児童・生徒がありのままに表現できるようにしていきたい。
- ▶ 児童・生徒の心のケアに関して、養護教諭や教育相談コーディネーターなど学校全体で情報共有したうえで、SCやSSWにつなぐなど、必要な支援を行う。
- ▶ 児童・生徒や保護者の悩み、不安に対応するための、各機関等の相談窓口について改めて周知を図る。

#### <児童・生徒>

- 教育支援センター相談ダイヤル（平日 9:00～16:30 土曜 9:00～11:30）  
子ども専用ダイヤル・・・046-234-8762  
いじめ専用ダイヤル・・・046-234-8768
- 24時間子どもSOSダイヤル・・・0120-0-78310



#### <保護者>

- 教育支援センター相談ダイヤル（平日 9:00～16:30 土曜 9:00～11:30）  
教育相談ダイヤル・・・046-234-8700

## 2 いじめ、偏見、差別などの防止

- 例えば、次のような児童生徒に対して、いじめ、偏見、差別などが起きることが懸念される。

- ・ 感染が拡大している国や地域につながるの児童・生徒
- ・ 本人または家族が、新型コロナウイルスに感染が認められた、あるいは疑いがあるとされた児童・生徒。
- ・ 本人または家族が「濃厚接触者」と判断された児童・生徒
- ・ 家族が、医療従事者や社会の機能の維持に当たっている児童・生徒
- ・ 風邪やアレルギー、咽る等の理由で、咳やくしゃみをしている児童・生徒
- ・ うがいや手洗いなどの感染防止行動がうまくできない児童・生徒

### <対応について>

- 全ての児童・生徒に対し、相手の気持ちを考え、心ない言葉や態度、ふるまいをしないように、継続した指導を行う。
- 学校再開後の早い段階で、「どのような言葉や行いに気を付ければよいか」等を、児童・生徒に相手の身になって考えるように指導する。
- ストレスの発散方法について皆で話し合うことや、気になる児童生徒に、できそうな手伝いや役割を担わせ、褒めることで満足感や達成感を得られるようにすることは、未然防止に有効。
- いじめやからかいの様子が認められたら、各校のいじめ防止基本方針に従い、まずは双方の話をしっかりと聞き、同時に早期に対応チームを組織し、情報と方針を共有しながら適切な対応を行う。

## 3 不登校や虐待リスクへの対応

- 臨時休業や外出自粛の状況の中で、家庭内の心理的ストレス要因が高まり、保護者による虐待リスクが高まることが懸念される。
- また、保護者の就業状況によっては、家庭の減収が考えられ、児童・生徒にとって直接的な生活環境の悪化も予想でき、問題行動や不登校の要因になることも考えられる。
- 不登校児童・生徒等の特別な配慮が必要な児童・生徒については、長期休み明けに自死等のリスクの高い状況にあるという認識をもって対応する必要がある。

### <対応について>

- 教職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚したうえで、虐待はどこにでも起こりうるという認識に立ち、「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないようにする。
- 学校は、そのような児童・生徒の微細なサインを見逃さず、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市の子育て相談課や児童相談所への通告や情報提供を速やかに行う。
- 不登校はどの子供にも起こりうることを改めて認識し、学級担任などの教職員が1人で抱え込まず、教育相談コーディネーターをはじめ、児童・生徒とつながりのある学年職員や養護教諭、部活動顧問など、チームとして組織的に取り組むこと。(児童生徒理解・支援シートの活用)
- 児童・生徒を孤立させないための支援体制及び居場所づくりとして、心の教室や別室登校支援、教育支援教室(びなる一む)や、SCやSSWの活用、児童相談所、医療、福祉関係との連携など、組織的計画的な支援を行う。
- 電話で子どもや保護者と話をする機会を定期的に持つことで、家族の孤立感が緩和される。その際にできれば、次にいつ連絡するかを伝えておくと安心感や信頼感が高まる。

## 4 特別な配慮が必要な児童・生徒への支援

- 特別支援学級や通級指導教室、基礎疾患を有するなど、特別な配慮が必要な児童生徒については、本人・保護者と相談の上、必要な感染症対策を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。
- 各学校では、児童・生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階、学校の臨時休業の実施状況を踏まえ、個別の指導計画などの精査や見直しを行う。
- 医療的ケアが必要な児童・生徒や基礎疾患等のある児童・生徒については、健康状態や家庭の状況等を踏まえ、学習内容及び支援内容を慎重に検討する。
- 学校再開に当たっては、児童・生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分に踏まえ、無理のない指導計画とするとともに、児童・生徒や保護者にとって混乱が生じることのないよう計画をあらかじめ周知していく。
- 特に再開当初、児童・生徒の学校における生活習慣が定着し、安定するまでは、担当教員だけでなく、学校全体で支援体制を整え、チームで指導・支援に当たる。

## 5 電話相談窓口

- 市教育委員会では、臨時休業期間中に引き続き、保護者等からの相談に応じる窓口を設置する。




### 【参考】

**新型コロナウイルス感染症に関するいじめ防止について**

みなさんが絶対にはいけなことがあることがあります。それは新型コロナウイルス感染症にかかってしまった人やその家族の心を傷つけるようなことを言ったり差別したりすることです。また、治療や予防のために一生懸命に働いているご家族をもつ、みなさんの仲間を言葉で傷つけてしまうことです。もし気になる様子を見かけたら、先生や大人の人に必ず伝えてください。

相手の立場になって思いやりを持って行動し、いじめられたりつらい思いをしたりする人を出さないようにしましょう。

それでも、もし、自分の心が傷ついた時には、決して一人で悩まず、すぐに家族や友達、学校の先生など、信頼できる人に相談しましょう。相談しにくい時には、悩みを聞いてくれる電話相談窓口も利用できます。

 **24時間こども SOS ダイヤル 0120-0-78310 (24時間)**  
 **こども専用ダイヤル 046-234-8762** 月～金 9:00～16:30  
 **いじめ相談ダイヤル 046-234-8768** 土 9:00～11:30

---

**保護者のみなさまへ**

新型コロナウイルス感染症に感染して、様々な人権侵害が報道されています。感染症予防に関する科学的知識や患者は、正しい情報を選択するうえで必要なものです。市や県、国など公共機関が発信する情報にも留意いただき、ご家庭・地域において正しい認識を得られるように話し合い、誰も傷つくことも傷つけないように、お子さんへのご指導、見守りをお願いします。

出所：海老名市教育委員会教育支援課

**臨時休業期間中の  
電話相談窓口のお知らせ**

困ったときや悩んだときは、家族や友達、学校の先生など信頼できる人に相談しましょう。悩みを聞いてくれる電話相談窓口もあります。

こども専用ダイヤル  
0120-0-78310  
24時間受付

**勉強のことで困ったときは？**

**☎ 046-235-4919**

相談時間：月～金 9:00～16:30  
相談窓口：教育支援課指導係

保護者専用ダイヤル  
046-234-8762  
月～金 9:00～16:30  
土 9:00～11:30

こども専用ダイヤル  
0120-0-78310  
24時間受付

**つらくて悩んでいるときは？**

**☎ 046-234-8762**

相談時間：月～金 9:00～16:30 土 9:00～11:30  
相談窓口：えびりーぶ こども専用ダイヤル

保護者専用ダイヤル  
046-234-8762  
月～金 9:00～16:30  
土 9:00～11:30

保護者の皆様へ、相談ダイヤルの紹介

学習に関する相談は☎046-235-4919（教育支援課指導係）  
※学校からの学習指導の5割については、学校にお電話をください。  
生活に関する相談は☎046-234-8770（教育相談ダイヤル）

（発行：海老名市教育委員会教育支援課）



## 6. 児童生徒の出欠席の取扱い (就学支援課)

令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」等より

- 分散登校により、学年の全部を休業とした日数は、授業日数に含めない。
- 分散登校により、学年の一部を休業とした日数は、授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- やむを得ず学校に登校できない次の場合には、「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「欠席日数」として記録しない。
  - ・児童生徒の感染が判明した場合、又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、文科省通知に示す内容に従い、登校すべきでないと判断された場合
  - ・保護者から学校を休ませたい等の相談を受け、校長が「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として認めた場合
- なお、臨時休業中の任意登校日は、授業日数に含めない。

### ● 出席簿・指導要録の記載例

状況	記録	備考欄（事由）
分散登校により家庭学習をする日の場合	出席停止	感染症対策
濃厚接触者と特定された場合	出席停止	感染症対策
発熱等の風邪の症状がみられた場合	出席停止	感染症対策
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、文科省通知に示す内容に従い、登校すべきでないと判断された場合	出席停止	感染症対策
感染を懸念して登校しない場合	出席停止	感染症対策

【参考】文部科学省「教育活動の実施等に関するQ&A」(5月21日時点)より抜粋

問6 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。

- まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。
  
- その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます。  
(「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することとなります。)



## 7. 中学校部活動の再開（教育支援課）

- 分散登校期間（6月1日～6月14日）
  - 部活動は実施しない。ただし、ミーティングは可とする。
  - 感染防止の観点から、活動の再開を慎重にする。
- 通常登校期間（6月15日～6月30日を予定）
  - 部活動を再開することができる。
  - 活動時間は、平日1時間以内、週休日（土日）2時間以内とする。
  - 休養日は、週1日以上設定する。
  - 再開後については、方法や趣旨の範囲内で可能な限り感染及び拡大のリスクを軽減させながら段階的な実施とする。
- 通常登校期間（7月1日～を予定）
  - 海老名市部活動方針の活動規程に則り、活動する。

### 【参考】「海老名市部活動方針」より抜粋（令和2年4月一部改訂）

活動日数と活動時間について（活動規程）

- （1）週1日以上 of 休養日を設定する。
- （2）始業前の朝の活動は、週4回以内とする。
- （3）夏季休業中は、3日以上 of 連続休養日を設定する。
- （4）土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上 of 休養時間を設定する。
- （5）長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも、半日以上 of 休養時間を設定する。

- 部活動再開に向けた具体的な留意事項
  - 一定期間自粛していたことを踏まえ、生徒の健康状態を考慮し段階的な活動とする。
  - より短時間で効率的な活動とする。
  - 屋外での実施が望ましいが、屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液の使用を徹底する。
  - 十分な身体的距離を確保して活動する。
  - 特に屋内においては、呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動は避ける。
  - 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒や保護者に周知し、参加を強制しない。
  - 市大会の開催については、市中学校体育連盟と協議のうえ検討する。

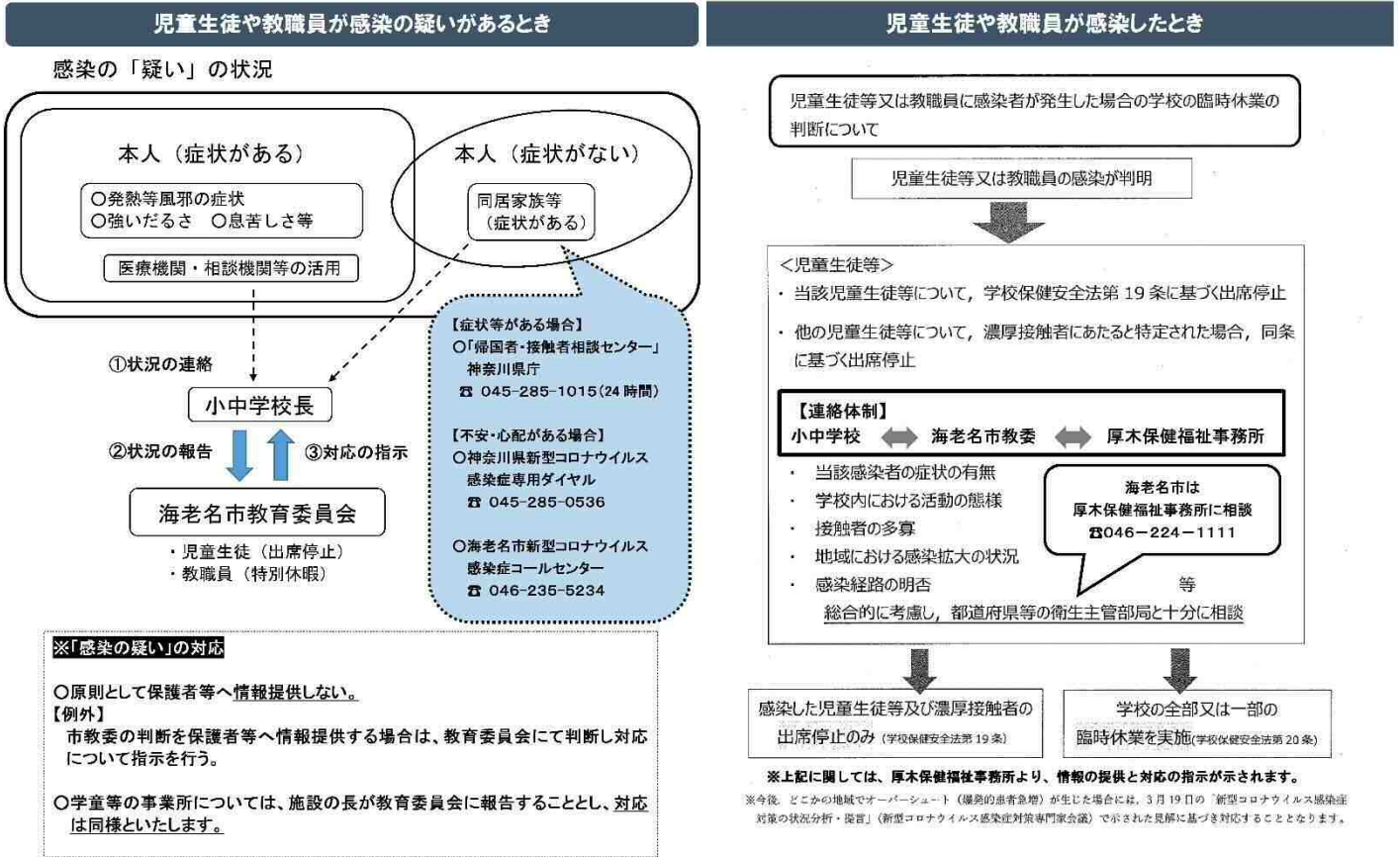
## 8. 家庭・地域等との連携（教育支援課・学び支援課）

- 市教育委員会及び小学校では、分散登校期間中の登校しない日に、保護者が仕事を休めない等の理由により、自宅等で、子どもだけで過ごすことが難しい新1～4年生児童（原則）や特別支援学級の児童には、「児童の居場所としての小学校の活用」を並行して実施する。
- 市教育委員会は、分散登校期間中において、学校に登校しない児童の安全・安心な生活を最大限に確保するという観点から、学童保育クラブ等と連携・協力し、引き続き適切な対応に努める。
- 各学校では、教育活動の段階的再開について、取組方針や授業予定などを保護者や地域の方、関係機関等に周知し、その理解・協力を求める。
  - 毎日の日課、中でも登校時間・下校時間について、保護者や地域の登下校見守りボランティア等に予め周知すること。
  - 学校における感染予防対策や、児童・生徒のマスク持参・着用、毎朝の検温記録を含めた健康観察カードの記入等について、保護者に周知し、その理解・協力を求めること。
  - 放課後の除菌作業については、PTA等と連携しつつ保護者等に協力を呼びかける。
- PTA等と連携しつつ、「新しい生活様式」について積極的な情報発信を行い、各家庭における実践を呼びかける。
- 各学校の学校運営協議会において、教育活動の段階的再開の内容や方法、感染症防止策等を協議することも考えられる。
- えびなっ子スクールや児童の登下校見守り等の学校応援団の事業については、通年型事業であることや夏季休業が縮小されることを鑑み、工夫を図ったうえで実施する。
- あそびっ子クラブについては、7月1日から再開する。その際、参加する児童及び利用した場所や遊具についてはマニュアルに沿って消毒等の感染症防止策を講じる。
- まなびっ子クラブについては、学校やあそびっ子クラブの状況を参考にしながら、開催に向け準備する。

### 【参考】各団体の事業開始等

団体名	会議等の学校利用開始	事業開始
学校応援団	6月 1日（月）	6月 1日（月）
あそびっ子クラブ	6月 1日（月）	7月 1日（水） ※学校により再開日は異なる
PTA	6月 1日（月）	7月 1日（水） ※PTA行事等の事業

## 9. 児童生徒や教職員が感染した場合（就学支援課）



## 10. ICTの積極的な活用（教育支援課）

- 臨時休業期間において、学校のタブレット端末を積極的に貸し出し、ICT機器を活用したオンライン教材「eライブラリ」やインターネット教材による学びの機会を保障することができた。
- 新たに導入した小学校の「eライブラリ」では、双方向型コミュニケーション機能を利用して、児童と学校をつなぐ手段として効果的であることが検証できた。
- 再び臨時休業措置も考えられることを踏まえて、オンライン会議システムなど一般にテレワークで用いられている各種ツールを積極的に活用することは、教員によるオンライン授業や説明の配信、課題の確認、児童生徒の健康観察などを行うときに効果的であり必要不可欠になることから、今後、学校教育活動の中で、オンライン会議システムを体験する機会を設けたり学習に利用したりして、活用を推進していく。

